

10/1から
スタート!!

滋賀県建築住宅センターの

電子申請は電子署名なしで申請可能です !!

《 設計者・事業者の皆様には、申請業務の効率化・省力化が図れます。 》

**お待たせいたしました！
電子申請が本格始動いたします！**

令和4年10月からこれまでのWEB申請の取り扱いを廃止し、
電子署名なしの電子申請に一本化いたします。

< 電子申請の特長 >

- ※ 申請から確認済証・中間検査合格证・検査済証等の受け取りまで来所不要です。
- ※ NICEシステムを利用した電子データがそのまま本申請になります。
- ※ データ送信により24時間、365日、いつでも申請可能です。
- ※ パートナーとして登録された方と、申請物件の情報共有ができます。

< 申請対象 >

基準法確認申請	建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物	
確認以外の申請	中間検査申請、完了検査申請、計画変更確認申請	
基準法各種届出	誤記訂正願、軽微な変更説明書、名義等変更届、工事取りやめ届 工事監理者選定(変更)届、工事施工者選定(変更)届、取下げ届	NICEシステム を利用し確認済証 の交付を受けた建 築物に限ります。
フラット35(S)	設計検査申請、中間現場検査申請、竣工現場検査申請 (NICEシステムを利用し確認済証の交付を受ける予定建築物を含みます)	
その他	住宅性能評価、長期優良、低炭素建築物技術的審査、住宅性能証明、BELS評価、 省エネ適合性判定、すまい給付金、こどもみらい住宅支援事業	

< 留意事項 >

- ※ NICEシステムの利用は、「センター友の会」の入会とシステム利用登録が必要です(会費・利用料無料)。
- ※ 電子申請の場合、申請に必要な図書をすべてデータで送信していただく必要があります。
- ※ 電子申請(確認)の場合の副本は電子交付が基本となりますが、ご希望により書面で交付いたします。

(お問い合わせ) 〒525-0050 滋賀県草津市南草津三丁目12番地6

(一財) 滋賀県建築住宅センター WEB管理課

TEL 077-569-6501

E-mail : skj45@zai-skj.or.jp

FAX 077-569-6561

Web site : http://www.zai-skj.or.jp

< 令和4年10月1日からのNICEシステムを利用した申請方法と相違点 >

申請方法	確認申請	中間・完了検査	WEB申請との相違点
	正本（申請書）・副本	申請書	
①WEB申請	【書面】	【書面】	令和4年9月30日終了 (事前申請の審査結果をセンターが印刷)
②電子的申請	【書面】	【書面】	代理者による申請書の作成が必要
③電子申請	【電子データ】 NICEシステムで提出 ※副本の交付方法はQ3による。	【電子データ】 NICEシステムで提出	・データと書面の混在は不可 ・本申請時までには手数料の支払いが必要

< よくある質問・基準法編 >

Q1：電子申請の場合、確認済証、中間検査合格証、検査済証も電子交付となりますか？

A1：電子申請・紙申請等の申請方法に関わらず、確認済証等は書面交付いたします。

Q2：書面交付された確認済証等の受け取り方法は？

A2：NICEシステム内で、「手渡し(※1)」か「郵送(※2)」を選択してください。

※1 申請先で選択いただきました事務所で用意いたしますので、ご来店ください。

※2 「レターパック・プラス」を利用し代理者様宛て（宛先は代理者様に限ります。）に郵送します。

Q3：電子申請では、副本の交付方法はどのようになりますか？

A3：副本は、原則NICEシステム上でのデータ交付となります。

書面をご希望の場合は、書類の受取方法で「手渡し」を選択してください。窓口にお越しの際、確認済証とともに副本のコピーを無料サービスにてお渡しします。また、受取方法で「郵送」を選択した場合は、有料サービスにて副本のコピーをお送りすることも可能です。

Q4：③電子申請の「WEB申請との相違点」欄に記載されている「書面の混在」とはどのような意味ですか？何が「不可」なのですか？

A4：電子申請の場合、提出される全ての書類が電子データであることが必要です。

例えば「中間検査申請」において「基礎の写真」は電子データで提出し、「躯体の写真」を現場で提出するということはできません。申請図書が1枚でも検査日に間に合わない場合は電子的申請となり、申請者の方が申請書をすべて書面で提出する必要があります。

Q5：電子申請の場合、友の会のポイントがもらえないと聞きましたが本当ですか？

A5：現在のSKJポイント利用規約では、電子申請の場合はポイントを付与しておりません。

令和4年10月から電子申請も対象とした新たなポイントサービスの開始を予定しております。

< よくある質問・性能評価編 >

Q1：事前の申請はできますか？

A1：できません。

性能評価業務の申請はすべて本申請となります。電子申請をされる場合は、「口電子申請」で申請してください。なお、申請手数料は引き受け承諾書に記載する業務期日までに銀行振込みまたは現金にてお支払いください。

Q2：長期確認書、評価書等を書面で交付してもらうことは可能ですか？

A2：可能です。書面交付をご希望の場合はご連絡ください。その場合、証明書の電子交付はいたしません。

Q3：副本を印刷して郵送してもらうことは可能ですか？

A3：有料となりますが、郵送可能です。